

国際物理オリンピック派遣委員会規程

令和 6 年12月14日理事会承認

(総則)

第1条 国際物理オリンピック派遣委員会(以下、委員会という)を物理オリンピック日本委員会 (JPhO)内におき、物理オリンピック国際大会への日本代表選手の派遣に関わる事業を行う。このために、以下の部会を設置する。

- (1)理論研修部会：物理オリンピック国際大会の代表および代表候補者の理論研修および問題作成に係る業務および教材開発に関する事項を担当する。
- (2)実験研修部会：物理オリンピック国際大会の代表および代表候補者の実験研修および問題作成に係る業務および教材開発に関する事項を担当する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は理論研修部会、実験研修部会に属する委員、およびOP委員で構成する。
また、合宿研修における研修場所との連絡・調整にあたる者として、合宿研修専門委員、および、国際大会ごとに派遣リーダーを置く。

(委員長・副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長を各 1名おき、委員会の会務を主導する。委員長、副委員長は、委員会の互選により決定し、理事会に推薦する。委員長、副委員長の任期は 9 月よりはじまる 2年間とし、再任することができる。任期途中での欠員は、前委員長（あるいは前副委員長）の残り任期とする。

(部会長・副部会長・合宿研修専門委員・国際大会派遣リーダー)

第4条 理論研修部会、実験研修部会には、それぞれ部会長、副部会長をおき、それぞれの部会員の互選によって決定する。部会長、副部会長はそれぞれの部会の業務を主導する。また、合宿研修専門委員および国際大会派遣リーダーは委員長が指名する。任期は 9月よりはじまる 1年間とし、再任することができる。任期途中での欠員は、前正副部会長、前合宿研修専門委員、前国際大会派遣リーダーの残り任期とする。

(部会員)

第5条 理論研修部会、実験研修部会の部会員は物理学関連の研究あるいは教育に従事している、あるいは実績のある者、OP委員は委員会による研修を受けた者で、この法人の目的に賛同してその活動及び事業を推進する意欲をもつ個人であること。新たな部会員は、各部会で承認を得た上で、部会の推薦により理事長が面接に基づき委嘱する。新たなOP委員は委員会の承認に基づき理事長が了承して委嘱する。

(委員会、部会開催)

第6条 委員会および理論研修部会、実験研修部会は、各年期の初めと終わり、および適宜必要な時期に、委員長およびそれぞれの部会長が招集して開催する。方針は、リモート参加を含めて、出席委員の協議による。

付則：本規程の改廃は、理事会の議決により行う。